

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（保安規定変更に係る基本方針（BWR））

2. 日時：令和5年11月21日 17時50分～18時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、岡本上席安全審査官、  
宮本上席安全審査官、義崎上席安全審査官、伊藤（拓）安全審査官、  
伊藤（謙）原子力規制専門員

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力運営 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 部長代理 他3名

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 総括・品質保証グループ グループ長 他1名

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 課長

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力安全技術） 他1名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 部長 他2名

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室長 他1名

5. 要 旨

（1）事業者から、本日の第1206回審査会合において指摘がなされた別紙に示す事項について確認があった。

（2）原子力規制庁は、本日の審査会合の指摘を踏まえた説明資料の作成を指示するとともに、指摘事項に対する回答については、今後、審査会合等において確認していく旨伝えた。

（3）事業者から、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

関連資料：

- ・ 別紙（原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1206回）保安規定変更に係る基本方針（BWR）に関する指摘内容）

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1206回）  
保安規定変更に係る基本方針（BWR）に関する指摘内容

<保安規定変更に係る基本方針（BWR）について>

- 既認可の保安規定又は申請中の保安規定において、設備耐性を有しない自主対策設備をAOT延長のための代替設備として登録している場合には、それらを是正すること。あわせて、「保安規定変更に係る基本方針」（BWR）における自主対策設備の活用によるAOTの延長に関する関連記載の矛盾を是正すること。
- なお、今後の課題として、代替設備となり得る要件を見直すとの議論を拒む意図はなく、そのような要望があれば、適切な議論の場において、LCO及びAOTの設定の考え方に対する包括的な議論の一環として、議論していくことは可能ではないか。

以上